



横浜市社会福祉協議会

『共済 News』

<vol. 3>
2020年-No.1
1月発行

ほら、
よこはまは
あったかい

【発行】社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会 施設福祉課 共済担当
〒231-8482 横浜市中区桜木町 1-1 横浜市健康福祉総合センター 7階
TEL 045-201-2218 (平日 9時～17時) FAX 045-201-1661

◆加入者の皆さまへ周知をお願いしたいことや、事務担当者の方へのお知らせを『共済 News』で情報提供
ホームページ上でご覧いただけます。

◆最新情報をメールで受け取れます。[登録はこちらから](#) ⇒ 横浜市社協 メール配信

■ 日頃から共済事業にご理解ご協力を賜り、ありがとうございます。
本年もどうぞよろしくお願いいたします。『共済 News』(第3号)をお届けします。
裏面の「運営委員会」特集②もぜひお読みください。

- 1 各種届出・申請書 ～ 旧様式はご使用になれません
- 2 2月の事務スケジュール
- 3 特集「共済事業と運営委員会の役割②」

ご注意!

重ねてのお願いで恐縮です

1 各種届出・申請書 ～ 旧様式はご使用になれません

**脱退給付金・慶弔給付金の受給申請書を旧様式でご提出された場合
新様式での再提出となります。(ご注意ください)**

▶▶ 新様式は、11月に各施設・団体様へご郵送しております ◀◀
不足の場合はお送りしますので、ご連絡ください

★ 複写式以外の様式は、本会ホームページからダウンロードしてご利用ください。
⇒ 検索ワードは「横浜市社協 年金共済」当ページから「各種様式・書式ダウンロードページ」へ

2 2月の事務スケジュール

① **施設・団体** ⇒⇒⇒⇒⇒ **社協(共済担当)**
【提出書類の締め切り日】 **2/10(月)社協へ必着**

② **社協(共済担当)** ⇒⇒⇒⇒⇒ **施設・団体**
【加入者の承認通知書・掛金請求書等】 **2/20(木)社協から発送**

3 特集『共済事業と運営委員会の役割②』

▶ 掛金は拠出金 …… 将来の退職金等給付のための大切な原資

事業主（共済契約者）と職員（加入者）が毎月掛金を拠出し、退職金等の給付を行うための原資として基金に積み、規程で定める「運用の基本方針」に基づき、運営委員会において運用方法、運用商品の構成割合などを審議し、信託銀行に委託して運用しています。運用の基本的な考え方は、「十分な分散投資を行い、安全かつ有利な運用に努める」ことです。

▶ 運営委員会の大切な役割とは？ ～適正な事業運営のために～

「共済」とは、職員の福利厚生 of 充実を目的にして、お互いに掛金を拠出し合い、共同の財産（＝基金）を準備し、退職等の事由が生じたときに、共済金（＝退職金等）を支払うという、相互扶助（助け合い）の考え方に立った仕組みです。

「共済制度」は、まず、事業主と職員間の共済契約によって成立します。その中身は、①事業主と職員がそれぞれの割合で掛金を拠出し合う。②拠出した掛金を原資に、将来の退職金等の支払いが受けられる。このことを柱に成り立つ仕組みが「共済」です。

※法人・団体の退職金規程、就業規程等に定めておきます。

「共済制度」の運営は、事業主から権限の委任を受けた市社協が、事業の拠り所（根拠）として定めた「共済事業規程」等に基づき、事業主に代わり、掛金の運用・管理、退職金の支払い等の「共済」事業を行います。

お預かりした掛金は、基金に積み立て、「運用の基本方針」に従い、十分な分散投資を行いつつ、安全かつ有利な運用に努めています。現在、みずほ信託銀行・三井住友信託銀行の2行に委託し運用しています。

運用の目的は、「共済事業規程」で定めた給付金の支払いを将来にわたり確実に実施すること。そのために、基金の財政を長期に安定的に運用する必要があります。「大きなリスクを受け入れ多く稼ぐ必要はないが、不足するわけにはいかない」という基本的な考え方に立ってお預かりした掛金を運用しています。そのため、信託銀行の運用状況等をチェックすることが運営委員会の大切な役割の一つです。

収支バランスを長期的に維持・安定させることは、財政の健全性を確保するために必須です。そのため、3年ごとに財政再計算を行い、将来の給付に必要な財源（＝責任準備金）が確保されているか等をチェックします。運営委員会で審議を行い、運用方法（どの程度の運用収益率を予定し、そのための資産配分をどうするか等）を見直すこともあります。（現在検討しています）

※収支バランス ⇒ 将来の給付に必要な財源を掛金と運用収益で賄う。

『責任準備金』 = 『給付（退職金等）』 = 『掛金 + 運用収益』